

## 令和4年度 第4回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年7月6日(水) 午後4時00分から午後4時45分

2. 開催場所 男鹿市役所 3階第一会議室

3. 出席委員数 (17名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番	鈴木和俊	2番	伊藤淑榮	3番	三浦栄子
4番	鈴木豊則	5番	伊藤世智男	6番	佐藤洋介
7番	清水司	8番		9番	鈴木誠孝
10番	目黒千衣子	11番	三浦富美雄	12番	山本義則
13番		14番	中田正一	15番	武田一雄
16番	加藤和洋	17番	鈴木孫城		

4. 欠席委員 8 番 高橋郁夫委員、13番 佐藤正樹委員 ( 2 名)

5. 農業委員会業務報告(6 月分)

6. 報告事項

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 6 号 農地法第 5 条の許可について

7. 議事案件

議案第 12 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 13 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 15 号 男鹿農業振興地域整備計画の変更(案)について

8. その他

## 9. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖徳

副事務局長 佐藤 秀樹

局長補佐 鈴木 俊市

## 10. 農林水産課説明職員

主 任 伊藤 薫

## 11. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第4回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が4件であります。

また、今回は議案第15号の説明員として、農林水産課より伊藤主任が出席しております。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和4年度第4回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

数字的には、少なくなっておりますが、秋田市を中心に新型コロナウイルスの感染は続いております。

皆さんも基本的な感染対策は、なお実施してくださるようお願いいたします。

また、全国的に梅雨明けが相当早いことから、今後気温も高くなってくると思われますので、体調管理など、十分努めてくださるようお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、8番 高橋郁夫委員、13番 佐藤正樹委員の2名から欠席の届出があり、出席委員は19名中17名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり)

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、15番 武田一雄委員、16番 加藤和洋委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

議 長

それでは、6月分の農業委員会業務報告を議題といたします。  
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

6月分の農業委員会業務について報告いたします。  
(別紙により報告)  
当委員会の業務に関する報告は以上でございます。

議 長

ただ今の報告について何か質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

それでは、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを  
議題といたします。  
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による合意解約についてご報告い

たします。

事務局

解約件数は2件であります。

申請番号1、土地の所在は角間崎字新檜沢〇番、田4,518㎡、借受人は角間崎字諏訪田のA、貸出人は秋田市外旭川のB、解約理由は貸人の都合によるもので、引渡年月日は令和4年6月6日となっております。

申請番号2、土地の所在は北浦相川字向台〇番の一部、田28.57㎡、借受人は北浦安全寺字安全寺のC、貸出人は北浦安全寺字安全寺のD、解約理由は貸人の都合によるもので、引渡年月日は令和4年6月2日となっております。

議長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議長

ひきつづき、報告第6号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

報告第6号、農地法第5条の許可について、令和4年6月7日開催、第3回 男



鹿市農業委員会定例総会において審議された赤土採取に関する申請については、令和4年6月24日開催、秋田県農業会議常設審議委員会において、許可相当となりましたので報告いたします。

議長

報告第6号について、何かございませんか。

(「なし」との声あり。)

それでは議事案件に入ります。

議長

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

今回は賃貸借権の設定が1件です。

事務局

申請番号1、土地の所在は野石字大場沢台〇番1筆、計2筆、畑4,955㎡、借受人は能代市のA、貸渡人は野石字五明光のB、借受人の経営規模拡大に伴うものであります。

以上、議案第12号についての説明を終わります。

議 長

議案第 12 号について、何か質問等ございませんか。

4番

( 鈴木豊則委員)

議案書では、仮受人の耕作面積が0㎡となっておりますが、他に耕作地はないのでしょうか。

事務局

昨年能代市で新規就農しており、能代市では根木栽培のほか、水稲も耕作していると聞いております。

4番

次回からは、耕作面積を確認し、面積を資料に入れてもらいたい。

議 長

ほかに、質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

それでは、議案第 13 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 13 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

事務局

今回は、所有権移転が 2 件、貸借権設定が 3 件であります。

始めに所有権移転の説明をいたします。

申請番号 1、土地の所在は角間崎字新檜沢〇番、田 4,518 m<sup>2</sup>、譲受人は角間崎字諏訪田のA、譲渡人は秋田市外旭川のB、対価は 10a 当り 554,000 円となっております。

資金計画は自己資金対応と伺っております。

申請番号2、土地の所在は払戸字登田〇番、田 14,470 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字小深見のC、譲渡人は公益社団法人秋田県農業公社、対価は 10a 当り 296,000 円となっております。

資金計画は自己資金対応と伺っております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

16 番加藤和洋委員。

16 番

10a 当りの対価が安いようですが何か理由があったら教えてください。

事務局

昨年まで三種町の農家が大豆を作付しており、農地はビニール水田と伺っております。

16 番

わかりました。

議 長

他にありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

次に、貸借権設定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

貸借権設定について説明します。

申請番号 3 の利用権設定を受ける者は、脇本浦田字菅ノ沢のA、利用権設定する者は脇本字飯ノ町のB、貸付地は脇本脇本字町尻〇番他 4 筆、計 5 筆、畑 2,226 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 4 年 7 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 4 の利用権設定を受ける者は、脇本字飯ノ町のC、利用権設定する者は脇本脇本字脇本のD、貸付地は脇本脇本字昼寝〇番、田 1,393 m<sup>2</sup>、更新、

契約期間は令和4年7月15日から5年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

次に、農地中間管理事業法第19条の2に基づく農地利用集積計画一括方式に係る貸借権設定のため申請番号を改め、申請番号 1 として説明をいたします。

申請番号 1、利用権設定を受ける者は、脇本浦田字菅ノ沢のA、利用権設定する者は脇本字飯ノ町のB、貸付地は脇本脇本字町尻〇番他 4 筆、計 5 筆、畑 2,226 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和4年7月15日から5年間、賃借料は10a当り10,000 円であります。

以上で説明を終わります。

議案第13号の所有権移転及び貸借権設定について、質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

議 長

議案第 13 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

事務局

次に、議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、議題いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

それでは議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

今回は 3 件の申請がありましたが、借受人が同一のため、一括して議案書に沿いまして説明させていただきます。

申請番号 7、土地の所在は北浦相川字向台○番○の一部、地目は田、面積 28.57 m<sup>2</sup>、譲渡人は北浦安全寺字安全寺のA。

申請番号 8、土地の所在は北浦相川字島田○番○の一部、地目は田、面積 12.54 m<sup>2</sup>、譲渡人は北浦安全寺字安全寺のB。

申請番号 9、土地の所在は北浦相川字島田〇番の一部、地目は田、面積 95.57 m<sup>2</sup>、譲渡人は北浦相川字冷水のC。

譲受人はいずれも、秋田市飯島の(株)風の杜 代表取締役Dであります。

議 長

転用目的はいずれも、風力発電設備への電力供給ケーブルの管路埋設であります。

16 番

貸借権の設定で、農地区分については北浦支所から 500m以上なので第 2 種農地と判断しております。

農地借受にかかる費用は総額で 1,000,000 円です。

図面資料の 1 ページには位置図を添付しております。

申請地は北浦の男鹿北中学校前の田で、隣に以前設置された太陽光発電施設があります。

次のページには公図を添付しており、周辺の筆界状況が表示されております。

また、次のページには計画平面図を添付してございます。

市道から通路を設け、周辺には柵を設置し 110 枚パネルの太陽光設備を 3 基設置する予定です。

議 長

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。



15 番

(現地確認報告)

現地を確認しました、10 番目黒千衣子委員、15 番武田一雄委員から代表説明委員として武田一雄委員、説明をお願いいたします。

(武田一雄委員)

それでは現地確認について報告いたします。

6 月 21 日、金曜日の午後 1 時 00 分より、私と目黒千衣子委員、事務局の佐藤副局長、鈴木局長補佐の 4 人で現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりであり、男鹿北中学校前と北陽小学校の間にある農地で、隣が太陽光発電施設で隣接農地の所有者からも同意を得ていますので、特段の支障はないものと判断いたしました。

議 長

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

これまでの議案第14号の説明について、何か質問等ございませんか。

議 長

(「なし」との声あり。)

「なし」ということで、議案第14号の農地法5条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定いたします。

以上をもちまして議案審議は終了といたしますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第4回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

\_\_\_\_\_

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年7月6日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 高 橋 郁 夫

署 名 委 員 佐 藤 正 樹

書 記 鈴 木 俊 市